

第4次
江北町
総合福祉計画



江北町

令和4年3月

第4次
江北町総合福祉計画
令和4年3月

編集・発行
江北町

〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1

電話：0952-86-2111 FAX：0952-86-2130

はじめに

近年、少子高齢化の進展やひとり暮らし世帯の増加など社会構造が大きく変化するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等を背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズは多様化・複雑化してきています。



また、自然災害の発生などにより、地域の絆やつながりの重要性を再認識させられていますが、地域の福祉の担い手は不足し、地域住民の孤立や生活困窮者の増加など、新たな問題が表面化しつつあります。

このような社会情勢の中、色々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の人々が支え合い、地域を共に創ってゆく「地域共生社会」の実現を目指すため、「地域福祉計画」、「障がい者計画」、「高齢者福祉計画」、「健康づくり計画」の4つの計画を一体的に、「第4次江北町総合福祉計画」を策定いたしました。

本年は町政施行70周年の年です。町政100周年も江北町として豊かで活力のある町であり続けるため、「安全・安心・快適」なまちづくりを念頭に、本計画に基づき、地域福祉の推進に努めてまいりますので、町民の皆様、地域の関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました江北町総合福祉計画策定委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

江北町長 山田 恭輔

目次

第1章 総論

地域福祉計画体系	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定にあたって	1
3 計画期間	2
4 基本理念と目標	3
5 地域全体で支え合うまちづくりの体制	4
6 本町の現状と課題	5
本町の現状	6
1 人口・世帯	6
2 障がい者の現状	8
3 高齢者の現状	9
4 病気の現状	9

第2章 地域福祉計画

地域福祉計画体系	11
地域福祉計画の推進に向けた基本目標	12
地域福祉の推進体制づくり	13
1 地域福祉の意識づくり	13
2 地域福祉活動の推進	15
ふれあい・支え合いづくり	17
1 地域交流の促進	17
2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	19
3 地域ネットワークづくり	21
安心して生活ができる環境づくり	22
1 防災、防犯体制の充実	22
2 保健、福祉サービスの充実	24
3 暮らしを支える環境づくり	28

第3章 障がい者計画

障がい者計画体系	32
障がい者計画の推進に向けた基本目標	33
障がいに対する理解を深め、ともに暮らすための地域づくり	34
1 啓発・広報	34
自分らしい生活を送るための支援体制づくり	36
1 生活支援	36
2 余暇活動・社会参加	39
安心して住み続けられるための生活環境づくり	41
1 生活環境	41
2 教育・育成	43
3 雇用・就業、経済的自立の支援	44
4 保健・医療	45

第4章 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画体系	48
高齢者福祉計画の推進に向けた基本目標	49
いつまでも元気に、生きがいを持って暮らすことができるまちづくり	51
1 高齢者の生きがいづくりの推進	51
2 自立した生活の支援	53
3 健康づくり・介護予防の充実	56
住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり	61
1 地域包括ケアシステムの推進	61
2 介護サービスの充実	65
3 認知症高齢者への支援の充実	69
地域で見守り、ともに支えあうまちづくり	73
1 地域福祉活動の支援	73
2 高齢者の人権擁護	75
安全で安心なくらしやすいまちづくり	77
1 快適な住宅、住環境の向上	77
2 安全で安心な生活環境の推進	79

第5章 健康づくり計画

健康づくり計画体系	83
健康づくり計画の推進に向けた基本目標	84
重要項目の現状と取組み	85
1 生活習慣病の発症予防と重症化予防	85
2 こころの健康づくり	96
3 栄養・食生活の改善	99
4 身体活動・運動の充実	101
5 たばこ・アルコールの対策	103
6 歯・口腔の健康づくり	107
7 食育の推進(第3次江北町食育推進計画)	109

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の普及・啓発	118
2 計画の推進体制	118
3 計画の点検・推進体制(PDCAサイクルに沿った見直し)	118

資料編

江北町総合福祉計画策定委員会委員	120
江北町総合福祉計画策定委員会設置要綱	121

第1章 総論

1 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者とのかかわり方が変わり、孤独死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など生活・福祉課題も多様化・複雑化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況になっています。

また、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加している状況では、地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。このような中、今回の計画では、平成29年3月に策定した「第3次江北町総合福祉計画」の検証と評価を踏まえ、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、誰もが生涯にわたりいきいきと活力ある生活を送ることができるまちづくりを目指し、「地域福祉計画」、「障がい者計画」、「高齢者福祉計画」、「健康づくり計画（食育推進計画）」の4つの計画を一体的に策定していきます。

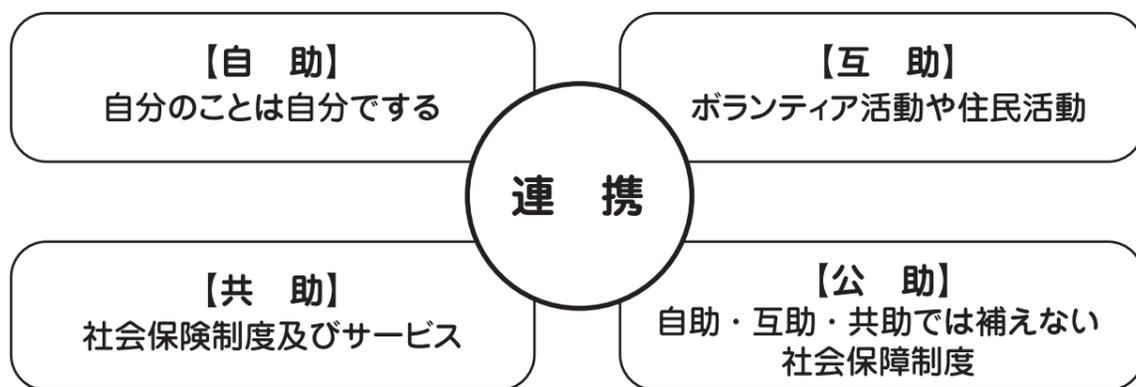
2. 計画策定にあたって

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、身近な地域の中で、誰もが安心して暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことです。

自らが行うことや家族・親族で助け合う「自助」、地域で支え合う「互助」、社会保険のような制度化された相互扶助である「共助」、これらでは補えない社会保障制度である「公助」があり、それぞれがお互いに補い合うことで地域づくりを推進していく必要があります。

そのためにも、公的な福祉制度と地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出支援、社会参画、地域貢献、世代間交流、教育・文化、産業、人権推進、生活環境整備などの幅広い分野と関連し、地域住民と行政をはじめとする関係機関がそれぞれの役割を認識するとともに、補い合っていくことが重要です。



(2) 計画の目的と位置づけ

平成29年度から令和3年度の5年間を計画期間とする「第3次江北町総合福祉計画」での実践を踏まえ、地域福祉、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、保健福祉、食育など個々の計画を一体的に取りまとめて策定するものです。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の推進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

障害者基本法第11条第3項（市町村障害者基本計画）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人計画」という。）を定めるものとする。

健康増進法第8条第2項（市町村健康増進計画）

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努力するものとする。

食育基本法第18条（市町村食育推進計画）

市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

3. 計画期間

計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

4. 基本理念と目標

地域に住む全ての人々が、住み慣れた家庭や地域あるいは施設において、自分らしく安心して生活を送ることができるよう、同じ地域に暮らす仲間同士がお互いを大切にして、地域全体で支え合うまちづくりを推進していきます。

そのためには、「ソーシャル・インクルージョン」※1の理念のもと、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として、支え合っていく地域社会の形成が必要です。

このような地域社会を実現していくために、計画の基本理念は、前計画と同様「町民誰もがいつまでも安全で安心に、いきいきと暮らしていける住みよいまちづくりの実現」とします。

この基本理念のもと、計画の目標を以下のとおり定め、地域福祉の方向性を示すことにより各分野における施策を進めていくこととします。

①地域密着性

人と人とのつながりが希薄化する中、住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心に、いきいきと生活できるまちづくりを推進

②主体的選択

サービスや生活の場を自ら選択し、自ら決定できる「地域福祉システム」を構築

③サービスの連携

高齢者福祉、障がい者福祉、健康づくり、子育て、生涯学習、まちづくりなど各サービスの連携・強化を図る。

④権利擁護

認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が十分でない人のためにも、人権をはじめとした様々な権利を保護。さらに、日常生活のうえで人間としての尊厳をもって生きていくことを支援。

⑤自助・互助・共助・公助

自らの生活の質を維持・向上させ、地域で健康に暮らし続けたいという一人ひとりの意思と自助努力を支えるため、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を統合した「協働」という理念に基づき、地域福祉を推進。

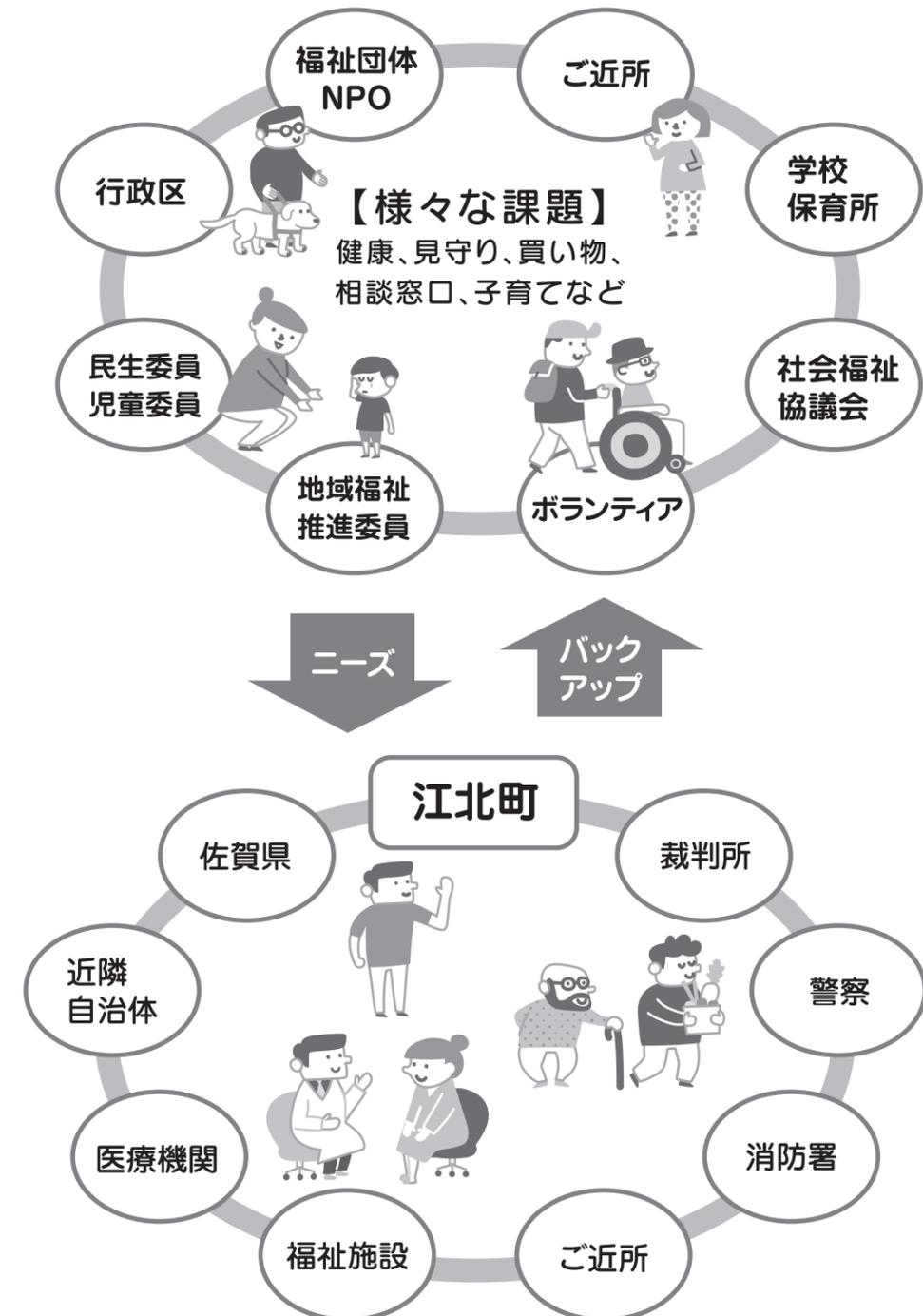
※1 ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として支え合うという理念

5. 地域全体で支え合うまちづくりの体制

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

【住民に身近な圏域】



6. 本町の現状と課題

(1) 総括

我が国は、平成18年に人口減少時代に入り、少子高齢化が急速に進行しています。

これに合わせ、佐賀県の人口も減少する中、本町の人口は近年、横ばいで推移していましたが、令和2年の国勢調査では前回より17人減少となっています。

また、65歳以上の人口増加による高齢化率は、県内平均よりも低いものの増加傾向にあります。

本町の人口には、晩婚化、子育てに係る費用負担の増加、女性の社会進出の増加、三世帯世帯数の減少に伴う単独世帯と核家族世帯の増加など、様々な要因が大きく影響していると考えられます。

高齢化が進むことにより、今後も寝たきりや認知症の高齢者、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が予想されるため、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安全で安心して暮らせるような仕組みづくり・まちづくりが必要となってきます。

このため、本町では限りある社会資源を効率的に活用しながら、医療と介護の連携を密にすることで、高齢者が自立した日常生活の支援を包括的に確保できる「地域包括ケアシステム」※2の構築、さらには、広域的な高度先進医療の充実も図っていく必要があります。



※2 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で支え合う体制のことです。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指しています。

2 本町の現状

1. 人口・世帯

(1) 人口構造

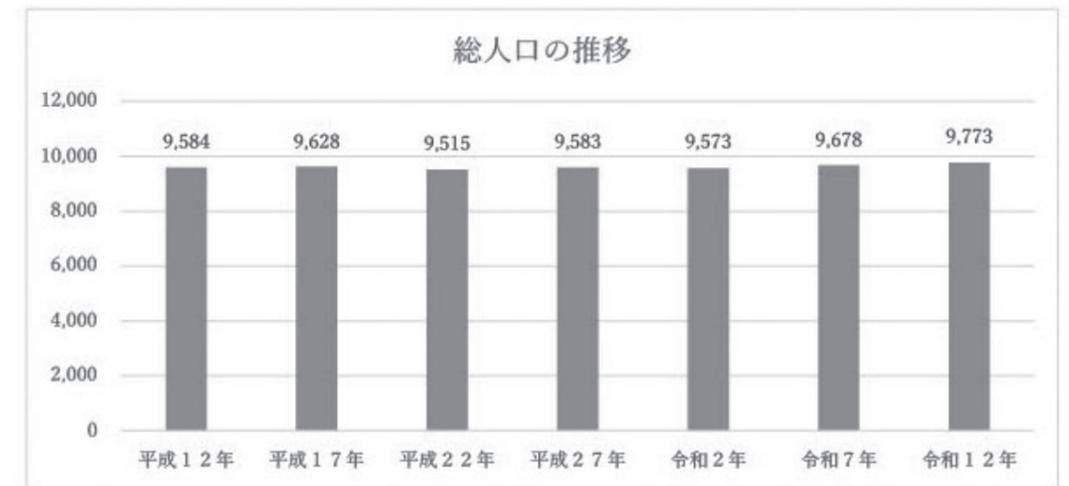
本町の人口は、平成7年の国勢調査以降、横ばいで推移しています。

令和2年の国勢調査の状況から見ると、今後の人口は微増減を繰り返していくことが予想されます。

また、世帯数は増加しているものの、65歳以上の人口増加による高齢化率の上昇が懸念されます。

なお、江北町人口ビジョンによる将来人口の推計では、令和7年には9,678人、令和12年には

9,773人程度の人口となり、今後10年は増加傾向で推移していくことが予想されています。



資料: 国勢調査、江北町人口ビジョン: 令和7年以降は推計値

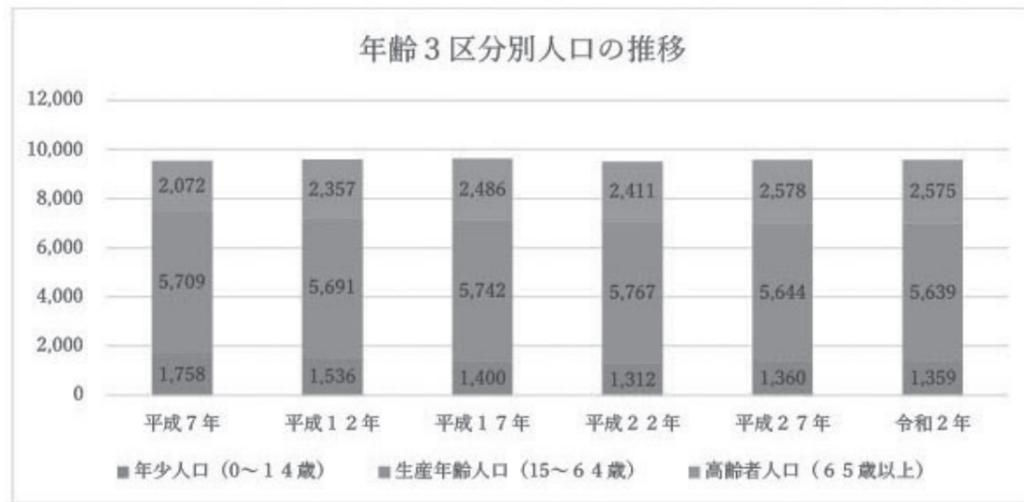
平成28年度から令和2年度の人口動態の推移をみると、自然動態においては、死亡数が出生数を上回っています。

一方、社会動態においては、最近では転入が転出を上回っています。

このようなことから、本町の人口は転入により人口減少に歯止めがかかっていると考えられます。

本町の年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）については増加傾向であり、高齢化が進行していることが分かります。

一方、年少人口（0～14歳）については、平成期には減少傾向で推移したものの、平成27年には増加に転じています。また、令和2年度における本町の人口構造を国・県のそれと比較した場合、年少人口については国・県のいずれも上回っていますが、高齢者人口については全国の値を下回り、県の値を上回っています。



資料:国勢調査:総人口は年齢不詳者含む

(2) 世帯構造

本町の人口は長期的には減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、核家族化も進んでいます。

令和2年の1世帯当たりの人員は、全国が2.26人、県が2.60人となっており、本町は2.79人で全国及び県の値を上回っています。



資料:国勢調査

(3) 就業構造

本町における平成27年の「産業別就業人口構造」をみると、第1次産業は11.9%、第2次産業は27.3%、第3次産業は60.8%を占めており、前回に比べ第2次産業は変わらないものの、第1次産業は減少、第3次産業は増加しています。



資料:国勢調査

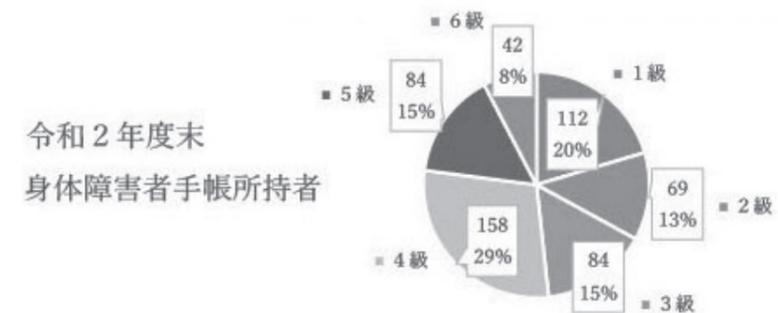
2. 障がい者の現状

身体障害者手帳所持者（等級別）の推移をみると、平成27年度の562人から令和2年度は549人と減少しています。しかし、精神保健福祉手帳保持者は、平成27年度の35人から令和2年度は58人と増加しています。

(1) 身体障がい者の状況

令和2年度末の身体障害者手帳所持者は549人となっており、ここ数年は減少傾向で推移しています。

等級別にみると「4級」が最も多く3割程度、次いで「1級」が2割程度となっています。また、手帳所持率（総人口に占める手帳所持者の割合）は、5.73%で減少傾向にあります。



資料:健康福祉課

(2) 知的障がい者の状況

令和2年度末の療育手帳所持者数は112人（「療育手帳A」34人、「療育手帳B」78人）となっており、微増傾向にあります。また、療育手帳所持率は、1.17%となっています。

(3) 精神障がい者の状況

令和2年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は68人（「1級」6人、「2級」48人、「3級」14人）となっており、近年は増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳所持率は、0.70%となっています。

さらに、自立支援医療費（精神通院）対象者も増加傾向にあり、さまざまな悩みやストレスなどによる精神疾患などに対し、心の健康づくりや社会復帰対策などが必要です。

3. 高齢者の現状

今後、日本の高齢者は増加の一途をたどり、令和7年の総人口に占める高齢化率は30.3%になると見込まれています。

このような中、今後は後期高齢者医療の増加や要介護者・要支援者の一層の増加、さらに認知症高齢者の増加も見込まれることから、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(1) 高齢化の推移

令和2年の本町の高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は28.6%となっています。

高齢化率は、国よりは若干高いものの、県とはほぼ同率で推移しています。

また、高齢化世帯は平成7年以降、一貫して増加しています。同様に、高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあります。

4. 病気の現状

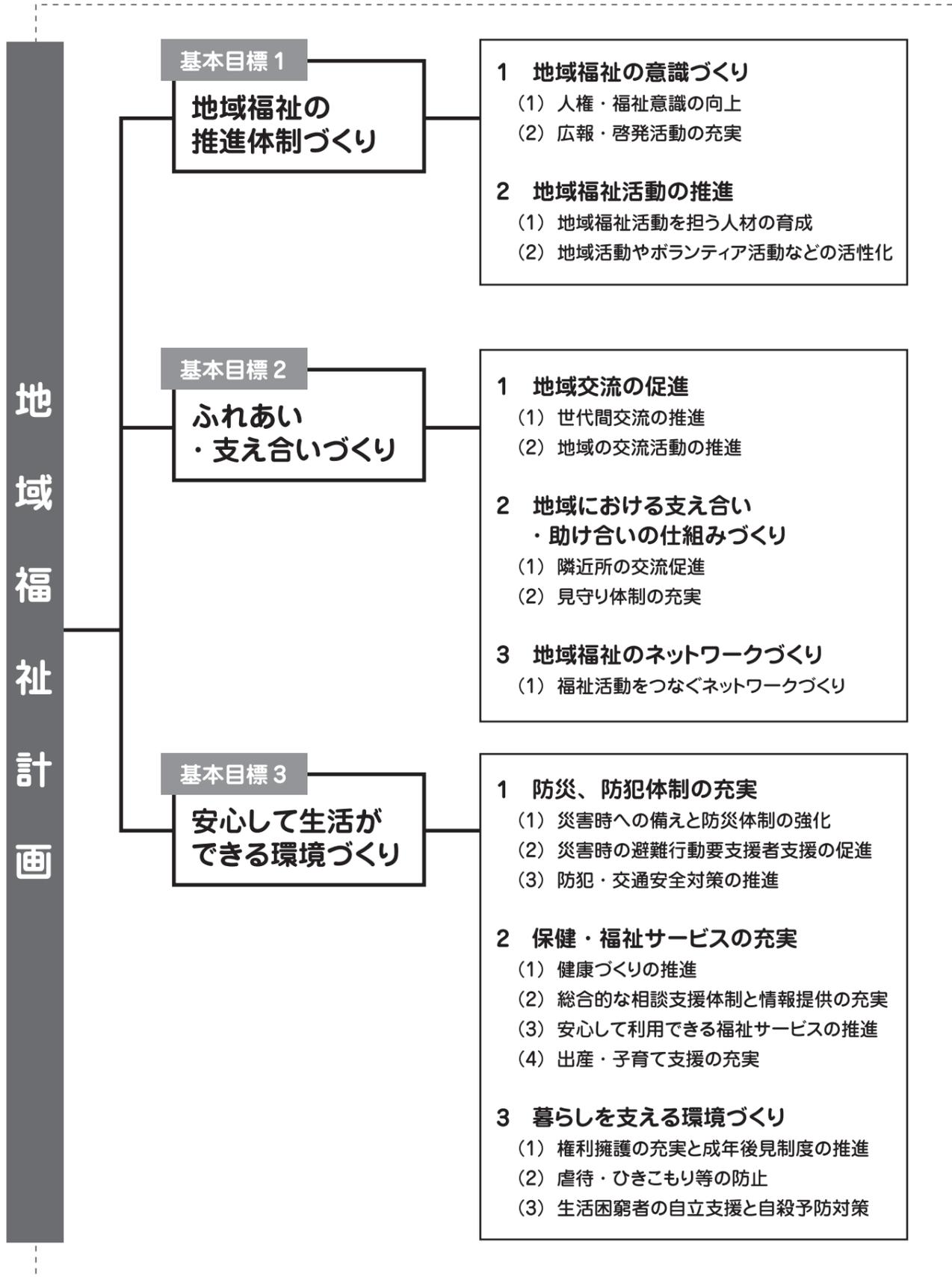
本町における令和元年度の特定死因の第1位は「がん」、第2位は「心疾患」、第3位は「脳血管疾患」となっています。「がん」の部位別内訳をみると、第1位は「大腸」、第2位は「肺」、第3位は「胃・膵臓」となっています。

また、国民健康保険の医療費の状況は、入院では、「循環器での疾患」、「精神及び行動の障害」、「がん」での医療費が多くなっています。

外来では「歯科疾患」を除くと、「循環器系の疾患」、「内分泌・栄養及び代謝疾患（糖尿病等）」、「がん」が多くなっています。

第2章 地域福祉計画

【地域福祉計画】



地域福祉計画の推進に向けた基本目標

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

地域で暮らす人々の人権や福祉意識の向上を図り、広報活動により広く情報を提供するとともに、これからの地域福祉活動を担う人々の育成を進めます。

町民同士が交流を深め、信頼し合い、お互いに助け合い、支え合い、地域で迅速に生活課題の解決ができるよう、人材の育成や町民の自発的で主体性のある活動を行うための体制づくりを推進します。

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

少子高齢化や核家族化など、ライフスタイルが多様化する中で、町民同士のつながりが薄れてきており、あらゆる場面で支え合いが少なくなっています。

日常的な集まりや地域の見守り活動などによって、ふれあい、支え合える地域をつくるため、町民の積極的な活動への参画を促すとともに、さまざまな団体、関係機関と連携し、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

地域には、高齢や障がいによって支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、日常生活に不安を抱えている人がいます。

町民が必要な時に適切なサービスを利用できる環境づくりを進めるとともに、健康に対する意識の向上を図り、保健、福祉、医療に対する情報提供や相談体制の充実を図っていきます。

年齢の違いや障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いを認め合い、尊重しあいながら、誰もが地域社会の中で安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

地域福祉の推進体制づくり

1 地域福祉の意識づくり

本町における現状と課題

近年、高齢者の孤独死や子どもに対する虐待、自殺、ひきこもり、生活困窮等、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になっており、公的なサービスだけで解決することは難しくなっています。地域に住む一人ひとりがこうした問題を身近なものとして受け止め、協力し合って解決していくことが大切です。

地域での人と人との結びつきを大切にしていくとともに、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の向上を図る必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 人権・福祉意識の向上

町民一人ひとりが地域福祉の必要性を理解し主体的に活動することができるよう、福祉意識に対して積極的な働きかけを行うとともに、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の現実を目指し、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の向上を図ります。

自助 一人ひとりができること	○家庭で福祉に関する話題について話し合い、高齢者や障がいのある人について理解を深めましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域で人権や地域の福祉に関する話し合いをしましょう。 ○町や社会福祉協議会が発信する福祉情報に目を通し、イベントや行事に参加しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○人権擁護委員が行う人権啓発活動への支援や教育施設などでの人権、福祉教育を推進します。 ○障がい者（児）への差別解消に対する意識や、子育て、介護における理解を養うなどの各種講演会や研修の充実を図ります。 ○虐待、いじめ、DVなどの人権侵害に対処できるよう関係機関との連携を強化します。

(2) 広報・啓発活動の充実

地域福祉や人権に関する広報活動を充実し、地域での支え合いや助け合いを進める地域福祉に対する意識の高揚や普及・啓発に努めます。

自助 一人ひとりができること	○広報誌やホームページ、回覧板などに目を通すように心がけましょう。
互助・共助 地域でできること	○話題となっている地域福祉の問題について、自分の地域のことを「我が事」として考え、話し合しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○町の広報誌やホームページなどを活用し、地域福祉に関する情報提供を行い、地域住民への広報・啓発に努めます。 ○高齢福祉、児童福祉、障がい者福祉など、学びの機会を設定し、地域福祉に関する町民の理解や意識啓発に努めます。



2 地域福祉活動の推進

本町における現状と課題

地域の支え合いや助け合いを進めていく「地域福祉」は、地域の組織・団体の役員、民生員児童委員など、地域の一部の人だけが取り組むものではなく、子どもから大人まで地域住民みんなで協力し地域福祉を担っていくことが重要です。

さらには、地域において推進役となるリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 地域福祉活動を担う人材の育成

民生委員児童委員などの従来からの地域福祉活動者に加え、町民一人ひとりが活動の担い手であることを自覚できる機会を充実し、地域による身近な支え合い活動の活性化のための支援を広げ、担い手の確保に努めます。

自助 一人ひとりができること	○福祉の必要性を話し合いながら、地域ボランティア活動に関心を持ち、体験しましょう。
互助・共助 地域でできること	○一人ひとりが、「地域のために」「お互いに助け合う」「支え合う」意識をもって、地域の活動に参加しましょう。 ○地域のイベントや行事の中で、特定の者に負担が偏らないよう役割を分担する中で、地域を支える人材を育てていきましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○地域づくり事業や生涯学習活動を通じた、地域福祉の担い手、リーダーの育成に努め、地域の人材確保を支援します。 ○民生委員児童委員協議会を支援し、地域福祉活動の強化、推進を図ります。 ○地域における福祉活動の意義と重要性を周知します。 【主な事業】 民生委員児童委員協議会補助事業 生活支援体制整備事業 高齢者の生活支援と生きがいづくり創出事業

(2) 地域活動やボランティア活動などの活性化

地域に根ざした活動、ボランティア活動などを行っている町民・団体の活動を支援します。また、社会経験や知識が豊かで、十分な気力、体力を備えた高齢者の地域社会への参加を促すなど、地域活動の活性化についても支援するとともに、誰もが活動しやすい環境づくりを推進します。

自助 一人ひとりができること	○地域のボランティア、老人クラブ、手をつなぐ育成会などの活動に関心を持ちましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域の中で活動する団体に積極的に参加、協力しましょう。 ○地域での集まりや活動、行事については、多くの人たちが参加できるように工夫しましょう。 ○町や社会福祉協議会が行う事業やボランティア活動に可能な範囲で協力しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○地域活動や各種団体に関する情報提供と広報活動の充実に努めます。 ○地域活動や各種団体の育成・支援を図ります。 ○介護やボランティア活動に関する研修を行います。 【主な事業】 社会福祉協議会補助事業 老人クラブ社会活動等促進事業 地域福祉基金活動補助補助事業



ふれあい・支え合いづくり

1 地域交流の促進

本町における現状と課題

地域社会では、既存の福祉制度や公的サービスだけでは対応しきれない複合化した生活課題が数多くあります。こうした課題に対しては、地域の中で町民同士がお互いに理解を深め、協力し、課題の解決に向けた取り組みを話し合い、対応していく必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 世代間交流の推進

幼児施設や学校などにおける各種行事を通して、地域の人や高齢者、障がい者（児）などとの交流を推進し、相互理解を促進します。

自助 一人ひとりができること	○家族ぐるみで地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めましょう。 ○世代を超えて共に交流できる行事などに積極的に参加しましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域に住む高齢者や障がい者（児）が相互に交流できる場をつくりましょう。 ○地域活動の情報を積極的に発信しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○地域の高齢者などの知恵や体験、伝統・文化を若い人に伝える世代間交流の促進に向けた働きかけを行います。 ○幼児施設や小中学校での世代間交流の機会づくりに努めます。 ○様々な世代を対象としたサロン※3 活動など、町民同士の交流を支援します。 【主な事業】 世代間交流事業

※3 サロン：お互いに支え合って暮らしていくことができる地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や子育て中の世帯など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所のこと。

(2) 地域の交流活動の推進

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深める場や機会の充実を図ります。

自助 一人ひとりができること	○近所の人とあいさつや声を掛け合うなど、付き合いを深めましょう。 ○隣近所でお互いに助け合いましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域で行われる活動や集会に進んで参加するようにしましょう。 ○地域に交流活動や地域行事の活動内容などの情報を積極的に発信し、参加者の増加に努めましょう。 ○交流活動や地域行事を通じ、地域住民同士の情報交換や情報共有に取り組みましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○様々な世代を対象とした交流を充実し、町民同士の情報交換や身近な相談、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。 ○地域の各種団体の活動支援を行い、地域コミュニティの充実に努めます。 ○社会福祉協議会と連携し、地域の交流活動を支援します。 【主な事業】 地域交流事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業



2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

本町における現状と課題

住みなれた地域で安心して生活するためには、日頃から町民同士がお互いのつながりを大切に、隣近所や身近な地域の住民が声かけやあいさつなどを通して日常的に見守る意識を持つことが重要です。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 隣近所の交流促進

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの町民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていきけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。

自助 一人ひとりができること	○進んであいさつをする、声かけて回覧板を回すなど、隣近所の人と交流を深めましょう。 ○地域での交流や行事等に積極的に参加しましょう。 ○安否確認の声かけを普段から心がけましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域のみんなでお互いを見守りながら、声かけをしましょう。 ○住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めましょう。 ○身近な地域で、話し合いや交流の機会を持つようにしましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○身近な場所で、地域住民同士が顔を合わせることができる機会、居場所づくりなどを推進します。 【主な事業】 居場所・通いの場支援事業

(2) 見守り体制の充実

子どもや高齢者など、地域で生活する人が住み慣れた地域で安心した暮らしを送ることができるよう、地域の協力を得ながら見守り活動を推進していきます。

自助 一人ひとりができること	○隣近所や周囲との普段から関わりを持ち、日常的に声かけや心くばりをしましょう。 ○周囲に気になる人がいたら、支援してくれる関係機関につなぎましょう。
互助・共助 地域でできること	○子どもには登下校時や遊びの場等で、できる範囲で見守りや声かけをしましょう。 ○隣近所で気にかかる人がいる場合は、見守りや助け合いを心がけましょう。 ○困っている人や気になる人がいたら、町や民生委員児童委員、社会福祉協議会などへ連絡しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○高齢者や障がい者（児）、子どもたちの見守り活動に対する理解を深めていくための啓発を行い、活動への参加を促します。 ○地域住民、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町内事業所などの関係機関で連携を図り見守りネットワークを整備します。 ○地域包括支援センター、民生委員児童委員などによる訪問活動や配食サービス、緊急通報システム、愛の一声運動、徘徊高齢者見守りシール※4などの事業により介護サービスと福祉サービスを連動させた重層的な見守り活動を推進します。

※4 徘徊高齢者見守りシール：認知症等により徘徊の恐れがある方について、名前や特徴などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立てること。

3 地域福祉のネットワークづくり

本町における現状と課題

地域には、老人クラブや子どもクラブ、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会など様々な福祉活動を行う機関・団体や人材、施設といった社会資源があります。地域の社会資源の強みを活かし連携・協力することにより、地域で福祉を支える力を高めていく必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 福祉活動をつなぐネットワークづくり

地区組織やボランティア団体、NPO 法人、町内の事業所など、様々な地域福祉の関係機関・団体間のネットワークづくりを進め、組織の交流及び連携を図ります。

自助 一人ひとりができること	○地域福祉活動に取り組む団体や事業所などの活動内容を理解し、共有しましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域活動の役割分担について互いに話し合い、協力しましょう。 ○各団体がそれぞれの個性や得意分野を活かしあいながら、地域のネットワークづくりに取り組みましょう。
公助 町(行政)が取り組むこと	○地域活動機関・団体間の連携強化のための取り組みを支援します。 ○地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や連携の強化を推進します。 ○地域の各種団体などが自主的に取り組む福祉活動の活性化を推進します。 ○社会福祉協議会への支援・連携を通じて、町民へのきめ細かい福祉サービスの提供に努めます。 【主な事業】 高齢者見守りネットワーク事業

地域みんなで
体操すると楽しいな



安心して生活ができる環境づくり

1 防災、防犯体制の充実

本町における現状と課題

高齢者や子ども、障がい者(児)などを災害や防犯から守るため、地域ぐるみでの防災・防犯対策が必要です。緊急時や災害時において、支援が必要な人を地域の人によって支えることができるような仕組みづくりを強化していきます。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 災害時への備えと防災体制の強化

災害時の災害発生状況、避難場所、避難方法などの迅速な情報発信、自主防災組織の運営支援など、地域住民を守るための災害に強い防災体制づくりを促進します。

自助 一人ひとりができること	○非常持出品や必要なものをそろえて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。 ○各家庭内で水や非常食を備蓄しておきましょう。 ○各家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡の取り方などを決めておきましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域での自主防災活動に参加、協力しましょう。 ○地域の地形などの特徴に応じた防災訓練や災害時の備えについて検討しましょう。 ○各地区の自主防災活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えましょう。
公助 町(行政)が取り組むこと	○避難場所や災害危険箇所などについて周知し、町民の防災意識を高めるため情報提供や啓発に努めます。 ○災害発生時に必要となる様々な対応を想定した情報などの伝達訓練や防災訓練などを行います。 ○支援や配慮を必要とする人が過ごしやすい、避難所の運営について検討します。 【主な事業】 江北町災害時要援護者避難支援連絡会

(2) 災害時の避難行動要支援者支援の促進

高齢者や障がい者（児）など、災害時に迅速に避難行動をとることが困難な人（避難行動要支援者、以下「要支援者」という。）が、地域の中で効果的な支援を受けることができる体制づくりを、地域の住民や関係団体と協働しながら進めていきます。

自助 一人ひとりができること	○近隣との交流を普段から持ち、いざというときにお互いが助け合うことができる関係づくりに努めましょう。
互助・共助 地域でできること	○要支援者の避難支援について理解を深め、協力しましょう。 ○防災訓練などを通じ、要支援者への支援など地域での役割分担を確認しておきましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○要支援者に対する避難支援の取り組みについて、理解と協力が得られるよう、周知・啓発を行います。 ○関係機関と連携し、要支援者の実態把握に努め、要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように支援します。 【主な事業】 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成

(3) 防犯・交通安全対策の推進

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃から地域の連携により防犯力を高めるとともに、地域における防犯・交通安全対策を推進します。

自助 一人ひとりができること	○自分の身は自分で守ることを基本に防犯意識を高めましょう。 ○子どもたちの登下校時又は遊びの際、できる範囲で見守りに協力しましょう。 ○防犯について、普段から家庭内で話し合しましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域で協力し合い、地域の防犯力を高めましょう。 ○地域の危険箇所について把握し、関係機関に連絡するなど事故を防ぎましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○防犯や交通安全対策などの普及・啓発、高齢者を狙った電話被害、消費者被害の防止のための情報提供、啓発を行います。 ○警察署や各関係機関、団体との連携により、地域の安全の確保に努めます。

2 保健・福祉サービスの充実

本町における現状と課題

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにするためには、その課題を解決するための福祉サービスなど様々な支援が必要です。

困ったときに気軽に相談でき、相談内容に応じて適切なサービスを利用することができるなど、利用者本位のサービスの確保が求められています。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 健康づくりの推進

地域の中で、いつまでも安心して暮らしていくためには、健康は欠かせないものです。自分自身の健康や介護予防に関心を持ち、日頃の生活習慣として取り組む健康づくりを推進します。

自助 一人ひとりができること	○食生活や生活習慣を見直し、健康管理を行います。 ○定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を知っておきましょう。 ○日常生活の中で、適度な運動を心がけましょう。 ○健康づくりについて関心を持ち、介護予防教室や地域で取り組む健康づくりに参加しましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域ぐるみで健康づくりに取り組みましょう。 ○近所や地区の人たちと、健康に関する情報交換ができる機会をつくりましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○健康づくりの推進のため、健康に関する情報の普及・啓発を行います。 ○各種健康診断、健康相談、健康教育、予防接種などの保健事業を推進します。 ○食生活改善活動の推進や食育など食と健康に関する情報の普及・啓発を行います。 ○認知症予防の普及・啓発や認知症の早期発見、早期治療、早期対応に向けた体制の整備を図ります。 ○こころの健康づくりに関する普及・啓発や健康相談、訪問指導などを行います。 ○地域で行う様々な介護予防事業を通じて、身近なところで行える介護予防活動を支援します。

(2) 総合的な相談支援体制と情報提供の充実

複雑化・重層化する課題に一人で悩みを抱え込む人をつくらないための包括的・重層的相談体制の充実を図るとともに、必要な情報が必要な人に分かりやすく伝わるよう、様々な情報伝達手段の活用を推進します。

<p>自助 一人ひとりができること</p>	<p>○近所や地域で、悩みや困りごとを相談できる人を見つけておきましょう。 ○家族や身近で悩んでいる人がいたら、関係する相談窓口の利用や相談するまでの声かけなど手助けをしましょう。 ○広報誌やホームページなどを利用して、相談窓口の情報を知っておきましょう。</p>
<p>互助・共助 地域でできること</p>	<p>○個人のプライバシーを尊重しつつ、相談機関につなげるなど、協働して解決することに努めましょう。 ○地域において、民生委員児童委員などを中心に、高齢者や障がい者（児）などを見守りましょう。</p>
<p>公助 町（行政）が取り組むこと</p>	<p>○民生委員児童委員への情報提供や研修、活動などを支援します。 ○支援を必要とする人が、制度の狭間から取り残されることがないように、包括的・重層的に相談を受け付け、適切な支援へつなげることができるよう努めます。 ○専門性の高い相談支援を行うため、職員の研修を充実するとともに、関係機関との情報交換や連携を強化し、課題解決に努めます。</p>



(3) 安心して利用できる福祉サービスの推進

高齢者や障がい者（児）など支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や地域、関係機関などとの連携を深めた一体的な支援を推進します。また、利用者本位のサービス充実を図るため、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につないでいきます。

<p>自助 一人ひとりができること</p>	<p>○広報誌やホームページなどで自分が利用できる福祉サービスを知るようにしましょう。 ○福祉サービスについて不明なことや不安なことは、関係機関に問い合わせましょう。 ○福祉サービスに関する苦情があれば、町の健康福祉課や関係部署などに相談しましょう。</p>
<p>互助・共助 地域でできること</p>	<p>○地域で支援やサービスが必要な人がいれば、町や民生委員児童委員、社会福祉協議会など関係機関につなぎましょう。</p>
<p>公助 町（行政）が取り組むこと</p>	<p>○福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。 ○福祉サービス事業者、介護、医療機関など関係者がお互いに連携して利用者を支援できる仕組みづくりを推進します。 ○各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員児童委員、ケアマネジャーなどと連携し、利用者が安心して選択・利用できるサービスの質の向上と量の確保に努めます。 ○福祉サービスに関する利用者からの苦情について、適切な対応を行います。 【主な事業】 身体・知的障がい者相談事業</p>

(4) 出産・子育て支援の充実

地域の中で、安心して出産や子育てができる環境の充実を図るとともに、子どもや子育てをしている世帯が安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

自助 一人ひとりができること	○出産や子育てについて一人で悩みを抱え込まず、身近な信頼できる人や町の健康福祉課、こどもセンターうるるなどに相談しましょう。 ○子育て支援サービスを知り、利用してみましょう。また、子どもを通しての地域行事や活動に参加し交流をしましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域の子どもたちを地域全体で見守り、子育て世代への理解と支援を心がけましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○保健センターや子育て世代包括支援センター、こどもセンターうるるなどを活用し、妊娠期から産前、産後の心身のケアや育児中の不安に対する相談の対応など、切れ目のない支援体制づくりを推進します。 ○少子化や核家族化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、町における相談体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて検討、準備を行います。 ○地域に根差した身近な相談窓口として、関係機関と連携しながら支援を実施し、支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまでの切れ目のない支援を実施します。 【主な事業】 育児等健康支援事業 母子保健相談事業



3 暮らしを支える環境づくり

本町における現状と課題

地域では、子どもや高齢者、障がい者（児）、引きこもり、生活困窮など、様々な支援が必要な人々がともに生活しており、町民一人ひとりが人権を尊重し、お互いが尊厳も持って生活することができる地域づくりが求められています。

また、すべての町民がそれぞれの能力を活かしながら、自分らしく生活・活動することができる地域づくりが求められており、そのためには、暮らしやすい生活しやすい環境づくりを進める必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

(1) 権利擁護の充実と成年後見制度の推進

認知症や障がいのある人でも、地域において安心して自立した生活を送り続けることができるための支援を行います。

自助 一人ひとりができること	○権利擁護や成年後見制度に関する理解を深めましょう。 ○権利が守られていない人に気づいたら、相談機関につなげましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域の中で、成年後見制度について理解を深め、認知症、生活困窮、孤立から生じる異変に気づくことがあれば、町や民生委員児童委員、社会福祉協議会などにつなぎましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○障がいや障がい者（児）に対する正しい理解の普及や意識啓発を行い、障がいを理由とする差別や偏見の解消を図ります。 ○日常生活自立支援事業や成年後見制度について広く周知し、利用促進を図ります。 ○権利擁護支援の中核的な役割担う（仮称）成年後見センターの設立に向けて検討、準備を行います。 ○低所得者に対して、成年後見制度の利用に伴う経費を支援します。 【主な事業】 成年後見制度利用支援事業 成年後見人等支援補助事業

(2) 虐待・ひきこもり等の防止

高齢者や子ども、障がい者（児）に対する虐待などの人権侵害の防止と早期発見、早期対応のため、相談対応の充実や地域、関係機関などとの連携強化を図ります。

自助 一人ひとりができること	○虐待やひきこもりなどと思われる人に気づいたら、町や民生員児童委員、関係機関につなぎましょう。
互助・共助 地域でできること	○地域での集まり、活動、行事の中で、高齢者、子ども、障がい者（児）などに対する虐待問題やひきこもりなどについて、学び、話し合い、理解を深めましょう。 ○地域の中で、成年後見制度について理解を深め、認知症、生活困窮、孤立から生じる異変に気づくことがあれば、町や民生委員児童委員、社会福祉協議会などにつなぎましょう。 ○虐待と思われる様子に気がついたときは、町や警察、児童相談所などに速やかに相談・連絡しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○虐待などの問題について、人権擁護の視点からの啓発を行います。 ○虐待などに対する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。 ○虐待などの防止に向けた関係機関との連携を強化します。 ○「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関・団体との連携により、虐待などで保護が必要な児童の早期発見と早期対応を図ります。 【主な事業】 高齢者虐待相談対応事業 要保護児童対策地域協議会運営事業



(3) 生活困窮者の自立支援と自殺予防対策

近年、社会経済情勢の変化に伴って生活に困窮する人が増えており、「生活困窮者自立支援法※5」に基づき、生活保護に至る前の段階からの自立支援策の充実と家族を支える取組みを推進します。また、自殺者を出さないための啓発活動の充実と各相談機関への連携を図ります。

自助 一人ひとりができること	○身近な人の心の不調に気づいたら、必要な支援につなげましょう。
互助・共助 地域でできること	○近所などで生活困窮と思われる人がいたら、町や民生委員児童委員、社会福祉協議会に連絡しましょう。 ○地域の中で、こころの健康づくりに関する悩みや不安、知識を得る必要がある場合は、町や関係する窓口にご相談しましょう。
公助 町（行政）が取り組むこと	○民生委員児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者の情報を把握し、相談窓口へつなげるなど支援します。 ○自殺防止のためのこころの健康づくりに取り組み、地域で活動する団体や住民に対する普及啓発に努めます。 【主な事業】 地域自殺対策強化事業

※5生活困窮者自立支援法：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援の実施、居住確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講じた法律のこと。

